

総合資源エネルギー調査会電気事業分科会

第5回制度・措置検討小委員会

平成16年6月7日

【植草小委員長】 定刻になりましたので、ただいまから第5回制度・措置検討小委員会を開催いたします。

本日は皆様、御多用のところ御出席賜りまして、まことにありがとうございます。本日は2時間を予定しております。どうぞ効率的に御審議いただくようお願い申し上げます。

それでは、本日の議題に入ります。前回の小委員会において、6つの論点について本小委員会として基本的な方向性について取りまとめさせていただきました。その取りまとめと、それを踏まえた料金原価上のインパクトについて、5月21日の第19回電気事業分科会に報告いたしました。報告に当たりましては、私からこの小委員会の検討が、現在の原子力長計や、エネルギー基本計画が前提であることを強調した上で、検討状況を報告いたしました。分科会におきましては、本小委員会のミッションの範囲外である、再処理政策についてどうあるべきか、ワンススルーの経済計算等を行うべきだという意見がありましたが、これは数人の方から出たのでありますが、経済的措置についての小委員会としての考え方につきましては、基本的に御了承いただきまして、さらに6月中旬の分科会に向けて議論を進めていただきたいということでした。

本日は、電気事業分科会において、6月中旬にも取りまとめる予定の報告の中に盛り込むため、小委員会として整理案を事務局に作成していただきました。主としてこれらについて御議論をいただきたいと思います。

また、前回の分科会後に料金原価上のインパクトについて幾つかの数字が報道されておりましたので、事務局からこれらについても整理していただくようお願いいたしております。一部の本委員から私に、事前にこのように報道が出ることに對して異議が出されましたが、今回もまたありましたのですが、それらの誤解を解くためにも、本日は、こちらのインパクトについて詳しい資料を出していただくことにいたしました。

それでは、本日の報告書(案)につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

【紀村電力市場整備課長】 それではまず、資料の確認からさせていただきます。配付資料一覧をごらんください。資料1、議事次第、資料2バックエンド事業に対する経済的

措置等具体的な制度・措置の在り方についての整理(案)、資料3、経済的措置の料金原価に対するインパクト、資料4、議事録、資料5、分科会の議事録、それから参考人の方の資料ということで、電気事業連合会、それから日本生活協同組合連合会のほうからそれぞれ資料が出ております。お手元にございますでしょうか。

それでは、資料2に沿いまして簡単に御説明申し上げます。今まで御議論いただいたもの、それから前回の分科会にかけましたものをベースに整理させていただいたものでございます。全体で本体が10ページプラス参考資料ということで、今までいろいろな場所で配布したものをつけてございます。構成といたしましては、基本的に、先ほどの小委員長からの御説明があった6つの論点に沿ったような形でできるだけとりまとめているものでございます。

まず前提のところ1ページ目でございます。これは、何度も繰り返しになりますけれども、この制度・措置についての在り方についての前提となるところでございまして、原子力発電及び核燃料サイクルに関する基本的な政策の方向性について、現時点での原子力長期計画及びエネルギー基本計画等書かれている内容を前提として、バックエンドについての経済的措置等の具体的な制度・措置について検討したところであるということございまして、下に注記で例示ということで、エネルギー基本計画、それから原子力研究、開発及び利用に関する長期計画につきまして、本件の前提に当たって、重要な前提と思われるところを例示して抜き書きしております。この内容については何度も御説明申し上げますので省略させていただきます。

次のページでございますが、バックエンド費用に対する措置の必要性と基本的な考え方でございます。言うまでもなく、本年1月、コスト等検討小委員会において原子力発電全体の収益性等の分析・評価として、他の電源との比較において遜色はないという従来の評価を変えるような事態は生じていないという結論が得られたわけでございますが、この結論をもって、制度・措置検討小委員会として、直ちにバックエンド費用に対する措置の必要性がないと結論づけることにはならない。バックエンド事業の特徴等も十分に踏まえた上で、措置の必要性を論ずる必要があるということでございます。

バックエンド事業の性格といたしまして4点。1点目が、極めて長期的な事業であること。2点目が、費用が極めて巨額であること。3点目が、事業の不確実性が大きいこと。4点目が、発電と費用発生が時期が大きく異なることといった特徴を有する。これらの特徴については、使用済核燃料再処理引当金、それから原子力発電施設解体引当金などを創

設した際にも指摘されたものであるということでございます。

こういった特徴にかんがみれば、このまま何の措置も講じないということは、世代間及び需要家間の公平性、それから、バックエンド事業の円滑な推進という観点から不適當である。今回、コスト等小委員会で、将来発生する費用の全体についても見積もられたことも踏まえれば、今回の経済的措置としては引当金という形で、電気事業者が、受益者負担の原則のもとあらかじめ少しずつ積み立てる仕組みを整備することが必要であるとまとめております。

なお書きで、負担を考えるに当たっては、コスト等小委員会の試算で用いた、再処理のスケジュール及び再処理する予定のある原子力発電の発電電力量に対応した単価算出などの公平性・客観性を考慮した仕組みが必要であるとまとめております。

次に、措置の対象とすべきバックエンド費用の範囲の部分でございます。引当金という形で措置を講ずるとした場合に、バックエンド費用全体 18.8 兆円のうち、既に引当金や拠出金等の制度が整備されているもの以外の費目について、それぞれの費用の性質等にかんがみ、今回の対象とすべきかどうかを判断する必要があるということございまして、費目ごとにその性質等を詳細に検討した結果、以下のような整理が必要と判断したところということでございます。

1 点目が、MOX 燃料に関連する費用、それから、ウラン濃縮工場バックエンド費用については、バックエンドというよりはむしろフロントエンドだと。燃料加工費として整理することが妥当であるという整理をしております、今回の措置の対象とすることは適当でないという整理をとっております。

次に、中間貯蔵費用については、再処理に直接関わる費用じゃないということから、今回のバックエンドの措置として対象とすることは適当でないという整理をしております。

3 点目が、輸送及び貯蔵にかかる費用の部分でございますが、これまでの引当金の制度では、これは対象範囲外という整理がなされてきたところであるわけですけれども、新たな引当制度をつくるということを考えますと、その考え方をそのまま継承することは必ずしも適切ではないんじゃないかということございまして、案が 4 つほど書いてございます。

恐縮ですが、資料の後ろに行ってください、参考 3、バックエンド事業費用等についてという表がございます。この項目のところのアスタリスクの 1 と 2 が書いてあるわけでございますが、前回もこの小委員会で議論していただいたときに、この貯蔵とか輸送の部

分については、いろいろ議論があるということで幅が決められなかったわけでございます。このアスタリスク1のみのケースが、この3ページの案4でございます。貯蔵・輸送費用はすべて対象から除くケース。この場合は4.1兆円でございます。

他方アスタリスク2の部分につきましては、これは、1と2両方含めるということでいきますと、貯蔵・輸送もすべて引当金の対象となって、これが約6.2兆円という案1のケースになるわけでございます。

ここで、案2、案3としてお出ししておりますのは、それをさらに詳細・分類していった上で、どういう判断がなされるかという選択をしたものでございます。案2につきましては、貯蔵費用は引当金の対象とするけれども、輸送費用は引当金の対象としないケース、これが約4.8兆円です。それから、案3につきましては、貯蔵費用は引当金の対象。輸送費用については再処理工程及びその後の費用は対象とするが、再処理工程前の費用は対象としない、約5.3兆円ということでございます。この中の使用済燃料輸送というのが、下の箱の中で下から4番目でございますが、ここの使用済燃料輸送の部分は対象にしない。残りの部分については対象にするというものでございます。

本体資料の3ページに戻っていただいて、バックエンド措置の必要性の根拠となっている超長期性、費用の大きさなどのバックエンドの特徴と、その費用の性質と照らし合わせて考えれば、貯蔵費用は引当金の対象とするが、輸送費用は引当金の対象とはしないことが適当ではないかという整理ができるのではないかとというのが、この資料上の原案としてございます。ここの部分については、相当御議論あると思いますので、また後ほどの議論ということか思います。

4ページ目で、既発電分の取り扱いでございます。いわゆる過去分と言われている部分でございます。既発電の取り扱いについては、総括原価制度のもとでは、費用の見積もりができなかった費用について、政府として料金原価を含めることを認めなかったことによって、電気事業者は、費用計上したくてもできなかったのは事実であるということにかんがみれば、既発電分を無視して、今後発生する使用済燃料の処理にかかるバックエンド費用のみを積み立てる制度ではなく、既発電分についても積み立てることができるスキームを用意することが適当であるということでございます。

その積み立て費用をだれが負担すべきかについては4つ程度の考えがあったわけでございますけれども、受益者負担、それから競争中立性といった観点を踏まえると、一般電気事業者の需要家のみならず、自由化後に、特定規模電気事業者から供給を受けることにな

った需要家も含めた形で、電気料金として回収することが妥当であると。具体的には、託送の仕組みを使い、特定規模電気事業者は回収代行という形でみずからの需要家から既発電分にかかるバックエンド費用を回収、一般電気事業者に支払うこととするともに、一般電気事業者みずからの需要家からも、既発電分にかかるバックエンド費用を回収することが適当だと。この際、原子力発電を有する卸電気事業者については、その供給先である一般電気事業者を通じて最終需要家からバックエンド費用を回収することになる。

なお書きで、本スキームでは、あくまでも託送の仕組みを利用するものである。送配電費用とは性質が異なるものであるといったことを踏まえて、需要家から見た場合に、その点が混同しないような配慮が必要ではないか。具体的には、請求書等に、既発電分の金額を明記するなどの方法が考えられるとまとめております。

また、既発電分については、再処理の引当金、それから原子力発電の施設解体等の引当金のこれまでの運用利息益相当分があるはずであり、それを充当すべきではないか。あるいは、過去の需要家の料金の剰余金である別途積立金や、原価変動調整積立金などを充当すればいいのではないかといった問題提起が、本小委員会でもなされたわけでございますが、それについては以下のように整理することが適当と整理しております。

1点目は、引当金の運用利息益相当分の充当という点については、各引当金制度の仕組みを踏まえれば、その運用利息益相当分を確保する制度とはなっていなかった。それから、これらの引当金により資金調達コストが抑えられ、料金の値下げなどを通じて消費者に還元されてきたと考えられることなどから、運用利息益相当分を勘案する必要はないと結論づけられるという整理をしております。

それから、両積立金の充当につきましては、これらの任意積立金を取り崩したとしても、それは株主責任と需要者負担間の問題であり、今回の措置で目的としている世代間の負担の公平を実現することにはならないということ。

それから、別途積立金、原価変動調整積立金は、そもそも原価が高騰して10%配当等を前提とした期間収支が不足する場合などに、株主総会の決議を経て取り崩すもので、電力会社の経営の安定及び電気料金の安定を通じて需要家利益に資するものである。係る観点から、バックエンド事業を含め、将来の不確定性に対応し、安定した料金を実現するための重要な役割を担っているものといえるということで、役割をはっきりさせておりますけれども、これをもって過去分について充当するというのは適切ではないという整理をしております。

以下、料金原価の影響のイメージを示すためのインパクト試算をやっておりますが、これについては、一番最後の資料にも関係がありますのでちょっと飛ばさせていただきます。

次7ページ、積立金の管理・運営のところに行っていただきます。今回の措置については、引当金として、電気事業者が将来の巨額なバックエンド費用のために毎年積み立てていくことが適当とされている。その際の積立金の管理・運営については、積立金を従来の再処理引当金と同様に内部留保という形が適切なのか、一般電気事業者の外部に積み立てる形が適切かという点が検討されるところだ。この問題については、運用の効率性という観点から内部留保の形のほうがすぐれているという見方も示されたが、今回の措置の性格を考えた場合には、透明性・安定性という点に重点を置くべきであるということから、内部留保ではなくて、外部への積み立てという形の管理・運営が適当であると整理しております。

外部に積み立てる場合に、その積み立て及び取り崩しの具体的な制度については、今後のさらなる検討の中で決められるべきではなるけれども、少なくともバックエンド事業の適切な推進という観点からは、バックエンド事業の実態に合わせた積み立て、取り崩しを可能とするような柔軟性を考慮することが適当であると整理しております。

外部に積み立てる場合には、当該積立金の管理・運営の実施主体が必要となるわけですが、その実施主体が電気事業にかかる将来発生する支出をあらかじめ積み立てるという公共性の極めて高い資金を管理・運営するということから、透明性の確保という観点も含め、特定都市鉄道整備促進特別措置法の例にかんがみ、その経理を明確にするなど外部の法人に対する公的関与が必要と考えられると整理しております。

恐縮でございますが、後ろに行っていただいて参考4のところ、各積立金、将来費用の管理・運営に関する諸制度の部分がございます。外部積立金の左のほう、特定都市鉄道整備積立金がございます。これは、先ほどの特別措置法に基づくものでございますが、ちなみに、法律記載事項の中でどんなものが書かれているのかイメージを持っていただくために申し述べますと、箱の3つ目でございますが、特定都市鉄道整備事業計画の認定等、この計画の提出はすべて任意と。それから、特定都市鉄道整備積立金の積み立て、積み立て先、管理、取り戻し等といった記載がございます。それから、指定法人の指定、業務、監督等といった規定が盛り込まれているところでございます。

前のページに戻っていただいて8ページ目でございますが、既存の引当金との関係の部分でございます。制度全体の整合性を確保する観点から、既存の再処理の引当金について

も、新しい制度の枠組みと整合させ一本化を図ることが適当だ。現在、電気事業者に内部留保されている引当金を一括して外部に積み立てることは、経営に大きなインパクトを与え困難と考えられることから、激変緩和のために最大15年間の経過措置を講ずることが適切であるとまとめてございます。

その際、一括して外部に積み立てた場合には、その後バックエンド費用に充当されるまでの間に一定の利息がつくのに対して、経過期間を設けることによって、その期間中は、引当金の一部が内部留保のままで、制度上、運用利息益相当分はあらわれてこないということでございますので、激変緩和のための特別な措置であるということも考えると、電気事業者が外部に積み立てる際に、外部に積み立てておけば得られたであろう運用利息益相当分を合わせて積み立てるべきと考えられるという整理をしております。

また、その一本化を図る際には、既存の再処理引当金において考慮されるウラン、プルトニウムなどの再処理が生み出す有用物質の価格を適正に考慮していくべきと考えられるということで、なお書きで盛り込んでおります。

次に9ページ、その他のところですが、まず1つ目、何度もこの小委員会で御議論になった点でございますが、前提の変更に対する見直しということございまして、今回の制度が整備された後に、今回の議論の前提となっている原子力発電及び核燃料サイクルに関する基本的政策が見直された場合など、前提が変更された際には、それに対応した見直しをすべきであるというのが1つございます。

それから、2つ目のブロックが、不確定性への対応及び再処理事業に関する情報公開等により、透明性の一層の向上ということございまして、そもそもこのバックエンド事業の費用の見積もりというものは、現時点で最も合理的な前提をもとに行っているものだ。事業の特徴としての不確定性を有しており、新たな状況変化が生じた場合には、適切に積立単価に反映して、将来のバックエンド費用が確保されることを透明性の高い方法で確認していく必要がある。

将来のバックエンド費用については、消費者の立場から、この小委員会におきましても、電気事業者や日本で実質的に独占的に事業を実施する日本原燃の責任におけるコストの上昇が、需要家に転嫁されることに対する強い懸念などが示されています。一方、電気事業者のほうから、再処理費は原子力発電費の一部だと。再処理費の野放図な上昇を容認すれば、電力会社の競争力に影響するということから、コストダウンのインセンティブがそもそも十分働いているといった御指摘もなされました。これらの観点から、日本原燃におい

て、自主的に経営効率化計画等を公表することなど事業内容の透明性の確保、それから情報公開に務めることが期待されるということでございます。それに加えて、今回の措置の具体的な制度を検討するに当たっては、以下のような点が確保されることが適当と考える。その際に、国が積立額などについて判断するに当たって、あらかじめ第三者的な立場の委員会等の意見を聞くことも一案である。これは、委員会の場でも何度もフォローアップ委員会の話も出ていたものですから、そういった概念も含めるような形でまとめてございます。ただし、詳細の制度については、今後の法的枠組みの検討の中で決めていくべきものと考えられるということです。

1点目、積立額の決定ということで、電気事業者が今回の措置に基づき、積み立てる額等を決定する際に、その内容について、日本原燃と電気事業者との再処理役務契約に照らして妥当かどうか。また、当該契約の内容が過不足なくバックエンド費用を積み上げるために適切かどうか確認することという点でございます。

2つ目のブロックとしては、料金への反映ということでございまして、電気事業者が今回の措置に基づき積み立てる額が変動する際に、その変動が日本原燃の過失による事故のためのコスト上昇など、電気事業者あるいは日本原燃の責任による値上がりの場合は、規制料金に直接の悪影響が及ばないようにすることが必要。他方、積立単価が下がる場合、あるいは、積立単価が上記の要因以外で上がる場合については、電気事業法に基づき、その影響を考慮の上必要に応じそれらを適切に料金に反映させるようにすることという整理をしています。

次のページでございますけれども、企業会計及び税制との関係に関しましては、企業会計上の取り扱い、税制上の取り扱いとの整合性が図られることが望ましいという整理をしております。

それから、特定放射性廃棄物拠出金の取り扱い、いわゆるNUMO対応の部分につきましては、法律の国会審議において、不当に業務用・家庭用の小口ユーザーに転嫁されることのないよう、公平の確保を図ることが附帯決議されていたわけでございますけれども、現時点での特定規模電気事業者の市場占有率から見れば、直ちに不当な転嫁が行われるとは言いがたい。今後の特定規模電気事業者の市場占有率の推移を見守ることとするという整理をしております。

それから、PPSサイドからご提案があった、原子力発電の購入制度につきましては、後段の部分ですけれども、今回の議論の前提となっている2003年2月の電気事業分科



会報告の中で、原子力発電の購入という形は示されていないことを踏まえれば、今回の議論の対象として扱うことは適当ではないと考えられ、今後の中長期的な検討課題として検討することが適当と考えるところを位置づけております。

資料3、経済的措置の料金原価に対するインパクトのところを見ていただけますでしょうか。それと、本体資料の資料5の部分をあわせて見ていただけますでしょうか。本体資料5につきましては、これは分科会に上げたインパクトの数字そのものを上げております。具体的には、先ほどの範囲の部分の案1と案4両極端の数字を念頭に置いた上で、その中間ラインをとると大体どのぐらいのインパクトになるかというのを整理したものでございまして、5ページの一番上の四角の中には、それぞれの割引率に応じて回収する既発電分のキロワットアワーが幾らになるのかというのを求めたものになっておりまして、平均で見ると大体9銭程度ということでございます。下の欄についておりますのは、先ほどの今までの引当金の部分について利息をつけずに出す場合と、つけて出す場合ということでございまして、下の欄に書いてございます、つけずに出すケースでございます。この部分についての整理といたしましては、例えば2%のところで見ただくと、つけない場合には13銭程度になるわけでございますけれども、整理としては利息分をつけて出すことが適当と考えられるということでございまして、下の箱ではなくて、上の箱を中心に考えるべきだという整理をしております。

その下にありますのは、将来の発電分のキロワットアワー当たりの単価の計算ということでございまして、2%で大体5銭程度というものでございます。もともとの試算の前提については、その注1から注4を踏まえたような格好での試算をするとこういうものになるというデータでございまして、参考までに10銭/キロワットアワーの場合に1世帯、あるいは1人当たりのインパクトがどれぐらいかということで見ますと、ここに書いてあるように、1世帯当たり約30円、それから1人当たり13円といったものでございます。

資料3のほうの料金原価に対するインパクトを見ていただきながら、より詳細に御説明したいと思っております。先ほど冒頭に小委員長からもお話がありましたとおり、前回分科会において、この資料をかけて以降いろいろな報道がなされたわけございまして、随分中身が各社によって違う報道がなされたわけでございます。それを、クラリファイする意味で料金原価に対するインパクトをまとめたものがこの資料3でございます。

前提としては、コスト等検討小委員会の前提ということでございまして、一番上の四角にございますけれども、注意点は、将来にわたる一定の前提に基づく試算であって、実際

の各社の料金原価参入とは一致しない。これは、前提としてごらんいただければと思います。

その下にございます使用済燃料の発生量の部分については、コスト等検討小委員会の前提の資料でも何度も出てきたものでございますが、再処理約3.2万トン、2004年度までが1.4万トンで、2005年度からが1.8万トンでございます。貯蔵の部分が上に白抜きの部分がございますが、約3.4万トンということでございます。

現行制度のところはどういうことになっているかという、現行制度と、制度変更後で両欄分けております。縦に見ていくと初めのコラムが現行引当金の対象。2番目が拠出金対応、先ほどのNUMO対応の部分でございます。それから、3つ目のコラムが新たに引当金の対象とするもののうちいわゆる将来分でございます。その次が新たな引当金の対象とするもののうち既発電分でございます。その下が当期費用として整理するものというものでございます。

現行制度を見てもみますと、この注のところにも書いてございますが、現行の引当金の対象、実績で見てもみますと34銭から大体40銭程度でございます。直近3年の平均で見てもみますと40銭、7年間の平均値をとると34銭ということになります。現行拠出金対象については、キロワットアワー当たり8銭ということでございます。合計いたしまして42銭から48銭。1世帯当たりの年間負担額はここに書いてある1,500円ぐらいから1,700円程度というものでございます。

これが、制度変更後どうなるかということでございますが、言うまでもなく現行引当金の対象のところで見ると、現在のところのものは全部再処理というのを前提に規約が組まれているわけでございますが、制度変更後には、より超長期の中身がはっきりしたということございまして、その中で全部処理するという数字自体が現段階においては、いわゆる中間貯蔵の部分があることによって、その中間貯蔵が将来的にどういう処理にいくかの部分がまだ見えてこないということもあって、結論といたしましては、いわゆる中間貯蔵分が2万トンあるという前提のもとに数字がはじかれているということでございます。これは、前回の小委員でも御説明したとおり、費用回収の仕方の基本的な考え方というのは、再処理工場40年の稼働というものを前提において、いわゆる延べ単の考え方をとっていることでございますので、結果としていろいろ計算してみますと、ここに書いてございますとおり、現行引当金の部分については13銭/キロワットアワーということになるわけでございます。現行の拠出金NUMOの部分については、2014年まで

は8銭/キロワットアワー、2014年度以降は5銭/キロワットアワーということになるわけでございます。新たな引当金の対象とするものの部分については、ここは5銭/キロワットアワー。既発電分の新たな引当金の対象になる部分については、15年間の回収期間ということで見ますと、利息ありと利息なしのケースで、先ほどの中間の数字を見てもみますと9銭～13銭という数字になるわけでございます。ここの既発電の部分だけが、要するにPPSの需要家はここの部分の負担だけということになるわけでございます。当期費用として整理するものとして、例のMOXの部分とか、濃縮工場のバックエンドの部分、あるいは、中間貯蔵の部分等々があるわけでございますが、ここの部分については、当期費用として整理するものということもございまして、原則として費用発生時に当期費用、その際別途料金原価に算入ということでございます。全体に現在価値に割り戻して計算いたしますと、大体10銭程度弱ぐらいがここの当期費用として整理するものに当たるわけでございます。今の当期費用の部分を除いてここに書いてある金額を積み上げると35～39銭/キロワットアワー。1,260円～1,404円ということになるわけでございます。

ということございまして、全体としていたしましては、繰り返しになりますけれどもとにかく長期のスパンで見ることが初めて可能になった。今回のものについて中間貯蔵的なものがある。この2つがあいまって全体の合理的な計算をしますと、こういう格好になるということでございます。

説明が長くなって恐縮でございますが、以上でございます。

【植草小委員長】 ありがとうございます。

それでは、これから討議に入っていただきますが、本日も特定規模電気事業者、消費者、一般電気事業者の参考人の方にお越しいただいております。御意見があるということでございますので、まず、一般電気事業者の方から意見表明をお願いいたします。

【築館参考人】 発言をお許しをいたしまして、どうもありがとうございます。

原子燃料サイクルの推進は国の重要なエネルギー政策でございまして、それに基づきまして、私ども一般電気事業者は六ヶ所再処理事業を中核とするバックエンド事業を推進してまいりました。中でも六ヶ所再処理施設の操業につきましては、業界が一丸となって取り組んでいくことにつきまして、先般、電気事業連合会において改めて再確認決議したところでございます。

バックエンド事業には、超長期性、不確実性などの特徴がありますことから、私ども一

般電気事業者といたしましては、自由化範囲が拡大する中で、バックエンド事業を民間としてやり遂げることができるような措置の整備をお願いしてまいりました。

具体的に申し上げますと、まず第1には、バックエンド事業を円滑に安定的に進めるために、発電時点でその電気のメリットを享受したお客様から費用を適切に回収し、その費用を安全かつ透明に管理し、さらに内外の諸情勢等さまざまな事態に柔軟に対応できる法的枠組みを整備していただくというところでございます。

第2には、バックエンドの費用の中で自由化拡大以前の原子力発電に対応したコストのうち、未回収となっている費用への対応についてでございます。ここで一言申し上げさせていただきたいことは、再処理事業はいわゆる通常の民間事業ではなくて、原子力長計においても、実用再処理技術を我が国に定着させる役割を担っている国家的プロジェクトであるとされているというところでございます。また、今回の経済的措置は、発電と費用発生タイムラグが大きいバックエンド事業におきまして、発電時に費用を回収できる仕組みによって世代間負担の公平を図ると同時に、自由化が拡大される中で、離脱していくお客様と、電力会社に残っていただくお客様との間の負担の公平、つまり、お客様間の公平を図るための措置ということであると考えております。つまり、電力会社にとっての特別な措置を求めているというわけではないというところでございます。これらを踏まえまして、本日の報告書案について3点意見を申し上げたいと思います。

1点目は、経済的措置の範囲についてでございます。バックエンドに関する費用の中で、現行制度で受益者から発電時点で適切に費用回収されているものは、現行の再処理引当金の範囲と、高レベル放射性廃棄物の処分費用だけでございます。したがって、今回措置の対象とすべきバックエンド費用の範囲は、再処理施設の廃止措置費用やTRU廃棄物関連費用などをはじめ、現行制度で措置の対象となっていないすべてを対象とすべきと考えます。特に前回の制度・措置小委員会では輸送費、貯蔵費につきまして、さらに検討という位置づけであったかと思いますが、これらの費用は、再処理及び再処理に伴い発生する廃棄物の処理・処分に直接関係する費用であります。将来発生の確実性やその金額の合理性など、会計上の引当要件を具備していることはもちろんのこと、時間的ずれの大きさ、金額の大きさなどから原因の発生時点でお客から回収させていただき、きちんと積み立てておくべき費用でありますので、バックエンドの措置の対象とすべきものであると考えます。

お手元に本日電気事業連合会名の資料を配付させていただいておりますので、輸送・貯

蔵の関係をごらんいただきたいと思います。輸送費用と貯蔵費用は、基本的に一体の費用でございます。再処理に直接関係する費用であります。

まず、貯蔵費用であります。この費用は発電時点から時間的ずれが大きいことがおわかりいただけると思います。また、金額も多額でございますので、当然措置の対象とされるべきものであると考えます。

次に、輸送費用につきましても、使用済燃料は、燃焼から一定の冷却期間を経まして、六ヶ所再処理施設に輸送いたしますので時間的ずれが発生いたします。さらにTRU廃棄物や高レベル廃棄物の輸送は、再処理の後工程でありますことから、実際の費用の支払い時期は、再処理より後になりまして、時間的ずれが大きかつ多額の費用になります。

仮にこうした未引当の費用が経済的措置の対象から外れますと、自由化拡大以前の原子力発電に対応した未回収分も、それから、将来の原子力発電に起因する分も適切な費用回収ができなくなります。その結果といたしまして、自由化拡大により、電力会社からお客様が離脱していく中で、私ども一般電気事業者を選択して下さったお客様及び自由化対象でない小口家庭用のお客様にしわ寄せをしていくということになりまして、世代間に加えましてお客様間の公平性、競争中立性の観点から問題であると申し上げざるを得ません。

2点目は、不確定性の対応についてでございます。本日の報告書案、資料2の9ページにありますように、コスト等検討小委員会におけるバックエンド費用見積もりは、現時点で最も合理的な前提をもとに行っていると私どもも受けとめておりますが、事業の特徴として、不確定性を有しております。新たな状況変化が生じた場合には、適切に積立単価に反映し、将来のバックエンド費用が確保されることを透明性の高い方法で確認していく必要があると考えます。料金への反映については、今後具体的に検討されることと思っておりますが、その際、現在の料金設定の考え方、すなわちフォワードルッキングコスト方式と整合し、かつ事業者の自主性を阻害しない内容としていただきたいと思います。

3点目でありまして、既存の再処理引当金についてでございます。既存の再処理引当金との関係については、これまで財務体質の強化を通じまして、電気料金の長期安定、あるいは引き下げに寄与してきたことを考慮し慎重なご検討をお願いしたいと存じます。仮に、既存の再処理引当金についても外部で管理するという決定がなされる場合には、経営に多大な影響がございますので、外部に積み立てるための条件整備がぜひとも必要でございます。例えば、経営への影響を軽減するために、外部に積み立てる期間を少なくとも15年にするというようなことが必要だと思います。また、分割外部積立時の利息の取り扱いにつ

いてでございますが、日本原燃に対しましては、再処理コストを低下させるために再処理料金の前払いや、あるいは建設分担金の支払いなど、日本原燃の事業リスクを電力が既に先行して負担してきていることもございますので、それらのことを考慮していただく必要があると考えます。

以上、私どもの経済的措置に対する考え方を申し上げさせていただきました。どうか本件プロジェクトの意義を再度ご認識いただきまして、最適な経済的措置を講じていただきたいということをお願いいたしまして、発言とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【植草小委員長】 それでは次に井上参考人どうぞ。

【井上参考人】 委員長、ありがとうございます。

私どもは、バックエンドに対する経済的措置の重要性は十分に理解いたしております。ただ、今回お示しいただいた制度・措置整理案のうち既発電分の取り扱いについては、我々 P P S にとって納得できるものではございません。例えば、私どもが提案いたしました別途積立金や、原価変動調整積立金の充当につきましては、それを却下する理由として、ペーパーの4ページから5ページにかけて、「この積立金は電気料金の安定を通じて需要家の利益に資するためのものである」とあります。しかし、今回の既発電分の請求というのは、まさに料金の安定を崩す異常事態でありますから、これまでの受益者が積み立てたものを、その受益者が負担すべき費用として充当させるのが筋道の通ったやり方であると信じるからでございます。そして、今後の異常事態での必要費用は、そのときの受益者が総括原価の枠組みの中で均等に負担すべきものであると考えます。したがって、今回の却下理由は我々納得しがたいものでございます。

また、ペーパーの4ページの上から2つ目のパラグラフに受益者負担、競争中立という観点から、P P S の需要家からも回収することが妥当とありますが、これは、公平という見地から見ても不公平であります。なぜならば、前回は申し上げましたとおり、分散電原を採用し、外部からの購入を極端に減らしてしまった消費者とか、途上国に工場ごと移してしまった産業が使用していた電力量は、いわゆる P P S に離脱した需要家の電力量の数倍もあるからであります。したがって、今回の手法は、P P S の客からも平等に回収という名目を使って一般電気事業者の競争先である P P S の力をそぐ手法の一環であるとの疑念を抱かざるを得ません。

したがって、これらの疑念を和らげる案として提案いたしました原子力からの電力購入

抱き合わせという妙案も、ペーパーの10ページで分科会報告に記載がないという理由で却下されたのも残念であります。分科会でも、原子力電力購入の話が出されており、早急にこの点を分科会で取り上げていただければ幸いです。

それから、何回か前の本委員会で、委員会からPPSの経営状態につきご心配とのお話をいただきましたが、各社とも苦しい状況にあります。とにかく、現在の制度では、PPSが汗水垂らして働いても売上金の約30%は一般電気事業者への託送料金などという名目で上納金のように支払わなければならない実情であります。我々はまさに首根っこを一般電気事業者に抑え込まれているわけで、今回の代理回収という名目のもとのいわゆる追加金は、まさに泣き面にハチであることを是非ご理解いただきたいと思います。

ですから、ペーパー3ページにありますバックエンド費用の範囲については、輸送費なども対象外としていただき、PPSのお客様の負担をできるだけ軽減いただけるようお願いしたいと思います。

今回の既発電分の請求は、ペーパーの4ページによりますと、PPSが回収代行するという事ですから、我々としても余計な作業が増えるわけでありまして。よって、この回収代行手数料として1キロワットアワー当たり10銭程度で申し出たいところでございます。もし、それができないのであれば、一般電気事業者はより一層の経営努力をしていただき、託送料金、補給料金の大幅な値下げをお願いしたいと思います。

とにかく、現状の価格体系では、我々の小売が増えると、一般電気事業者は儲かり、PPSが苦しむという図式ですから、是非、今までよりもっと踏み込んだ会計分離を徹底していただき、公平性、透明性が十分に確保された上で、PPSが納得して仕事に取り組める土壌を構築することが大切であると思います。

最後に、お配りいただいた資料3の経済的措置の料金原価に対するインパクトの表の上のほうにあります中間貯蔵にまわる3.4万トンについては、また何年かすると過去分という話になるのでしょうか。そのときのPPSの代表が私のような訴えをして、また今回のような挫折感を味わうのも気の毒だと思います。もう過去分というのは、今回の小委員会で最後にしていただければ、私どもも安心して次の世代にバトンタッチができます。是非よろしく願います。

お時間をちょうだいしてありがとうございました。

【植草小委員長】 ありがとうございました。

小熊参考人、どうぞ。

【小熊参考人】 委員長、発言の機会をいただきありがとうございます。

メモを作成させていただきましたので、ポイントを御説明させていただきたいと思いません。

1点目は、報告書の取り扱いについてでございます。原子力委員会において、新たな原子力長計の策定に向けた策定会議を設置する方針が明らかになっております。6月下旬より開始が予定されておりまして、意見の多様性にも配慮し消費者代表の参加についても予定されていると伺っております。その策定過程では、政策選択の根拠、実施主体を明らかにしていくということで、多様な選択肢に関する検討が行われると伺っております。したがって、今回の検討の前提であります原子力長計そのものの見直しが予定されている以上、拙速に制度・措置として結論づけることは望ましくなく、本報告書の取り扱いについても、そうしたことを前提に性格づけを明確にしていくことが必要ではないかと考えます。

2点目に、措置の対象とすべき範囲でございます。4つの案が出されておりますが、輸送及び貯蔵にかかる費用については、措置の対象範囲外として整理することが望ましいと考えます。とりわけ、タイムラグの少ない輸送費用につきましては、対象範囲外とすべきと考えます。

3点目に既発電分についての取り扱いでございます。仮にこのことについて制度化をする場合でも、以下の2点を留意いただきたいということでございます。

1点は、第19回の電気事業分科会におきまして、「理想としては消費税の税方式や負担金方式がよいのではないかと。そうすると国会における審議が必要であり、国会での議論を通じて国民的関心を高め、国民の理解を得る必要がある。」という御意見がありましたが、意思決定の責任の所在と、透明性の確保の観点から、仮に制度化する場合においても、こうした視点が配慮されるべきと考えます。

あわせて、既発電分につきまして、次のページでございますけれども、運用利息相当分の扱いでございます。前回の小委員会におきまして、検討過程を具体的に明らかにしていただきたいということで、当時の審議会の議事録等の公開を要望いたしました。情報公開法に基づく請求もあわせて行いまして、情報公開法の趣旨も踏まえて情報公開をいただきました。議事録は大部でございますけれども、子細に閲覧をさせていただきました。引当金の利子相当分を需要家のために使うことについては、制度を創設したときに認められていたという委員のご発言がありましたが、そのことを検証できる議事内容は存在しており



ませんでした。むしろ、引当金制度を検討した時点において、本件は今後の課題として整理をされていたことを示す議事内容がございました。以下に記載されておりますが、委員が内部留保にかかる金利分はどうかという質問に対し、事務局は、金利分はどうかの議論は今後の問題であるというふうに答弁をいたしております。以降の議事録も子細に検討いたしました。その後検討された節は見あたっておりません。当時から、この引当金の運用利息相当分の存在が認知をされ、今後の問題とされていた一方で、この間料金引き下げを通じて消費者に還元されてきたと考えられるとありますけれども、そのことを挙証する事実は見出せませんでした。電力料金は何度か値上げをされておりますけれども、このことを充当したと電力会社が明確に述べた資料を私は存じ上げません。今回の事態が発生してから、こうしたことについて後づけでそういうことであったという整理は納得できません。したがって、既存の引当金との関係では将来統合する移行過程において発生する運用利息相当分をあわせて積み立てるとするのは当然のこととして、さらに運用利息相当分の過去分について科学的な検証を行っていただき、今後の取り扱いについて一定額を充当するなどの措置を含めて取り扱いを明確にするのが科学的な姿勢と認識をしております。

今回の情報公開請求に当たりまして、過去のいろいろな検討を具体的に拝見しますと、今回ご紹介した以外にも、海外との比較やワンスルーとの比較など大変細かな検討がされてきていることがわかりました。過去のいろいろな御努力に敬意を表したいと思います。少なくともそうした事実に基づきまして今回の取り扱いを検討すべきと考えます。

3ページ目、その他についてでございます。不確定性の問題については、極めて重要な問題であり、第三者的なフォローアップ委員会を設置するのは非常に有意義なことと考えます。特に先般、再処理工場の見学をさせていただきましたけれども、この間のプールの問題の費用等について、例えばどれぐらいコストが修理にかかったのですかと伺いましたけれども、具体的な情報公開はいただけませんでした。こうした姿勢では今後に対する信頼性を確保することはできないということで、この点について明確にする必要がございますし、の料金への反映という部分につきましては、日本原燃の過失による事故のためのコスト上昇という事例を挙げておりますけれども、例えば昨年夏の東京電力の不正事件による事例における影響ですとか、あるいは、プルサーマル計画が電気事業者の都合によりおくれる等々、こうした影響も当然含まれると思われませんが、確認させていただきたいと思っております。

資料3の経済的措置のインパクトの資料でございます。現行制度48銭、制度措置後35銭から39銭となっておりますけれども、新たに引当金の対象となるものが追加されたにもかかわらず合計値が下がるというのは、なかなか一般の消費者には理解が難しいものでございます。中間貯蔵分ということがあるということでございますけれども、もしそうであるとするならば、中間貯蔵分の取り扱いを原子力委員会で検討する以上、その議論を待つことが必要になってくると思われまふ。また、現時点での数字としてこの整理がされていると思いますが、この試算の基礎となる過去及び将来の費用の年次別、項目別の一覧表がなければ、どうにもこの資料は納得ができません。したがって、どのような費用が将来的に発生するのか明らかにし、どのような計算式で提示されたような負担額になるのか資料に基づき御説明をいただきたいと思ひます。

最後に確認でございますけれども、もし仮に今回の制度・措置がされた場合に、この資料3のインパクトに基づけば、電力会社はこのことに合意をするということであれば、電気料金は規制部門において下がるかと理解されるのかどうか、このことについてよく理解が及びませんので、御説明をいただけたらありがたいと思ひます。

以上でございます。

【植草小委員長】 ありがとうございます。

それでは、これから審議に入ります。

その前に参考人から出されている意見のうち、事務局で答えるべきことがありますか。

【紀村電力市場整備課長】 それでは、今いろいろ御指摘があったものですから、とりあえず今の段階で事務局サイドからコメントしておいたほうがよいような案件が何個か散見されますので、答えさせていただきます。

まず1番目に、消費者参考人の方からいただいたコメントのうち、再処理の引当金を巡る過去の議論の議事録を見ても、審議会の場においては、いわゆる利息分が発生するという事は認識されていて、そのこの部分の取り扱いについては今後の検討課題だという整理になっているという点でございますが、確かに御指摘にございましたとおり、過去小委員会における議論においてはそういった議論でございました。ただ、その後、料金制度部会において議論され、それから実際に政府サイドのほうで現在の再処理引当金制度を創設したわけでございますが、その制度においては、運用利息益の相当分をあらかじめ確保するという制度設計にはなっておりません。この制度の性格としては、この報告書の中にも盛り込んでおり、消費者への還元については、一般電気事業者から、後ほどまた

詳細な説明があるかもしれませんが、本引当金によって支払い利息の削減などの効果があって、料金の低廉化に貢献したものというつくりになっているわけございまして、これは、そもそもこの引当金だけの話ではなくて、今の料金制度のつくり方自体ができる限り電気事業者の自主性を尊重しながらやる。全体としてコストを下げていくようなインセンティブを設けることによって、料金の低廉化あるいは長期安定につながっていくという制度設計になっているものです。制度自体がそうです。

それから、これも過去の小委員会の御議論でも出てきましたけれども、実際に会計処理上のこととか、あるいは考えた場合にあっては、今申し上げたような制度設計が前提となって、小委員会以降いろいろな議論の場において実質上そうなっているということを考えると、その利子分についてはつけなくてもいいという整理ができるんじゃないかと思っている次第でございます。

それから、PPSの参考人の方から、これは今までも随分議論になっていた話でございますけれども、自家発になった需要家とか海外に移転した需要家からは、過去分について託送のスキームを活用するということでは回収できないじゃないかというような御指摘があったわけでございますけれども、御指摘の趣旨自体は十分理解できるわけでございますけれども、制度としての実態を考えた場合に、先ほどいわゆるPPSの需要との関係で比べるととても量、かなり大きな部分が海外移転したり自家発の需要家になったという御指摘があったわけでございますが、海外への移転部分も含めて実際どうだったかということについて正確に把握するといったすべが統計もございませんし、この点は非常に困難でございます。こういったスキームをつくるに当たっては、いろいろなスキームとの比較勘案した上でどのスキームが一番適切なのかということに対応するのが基本だと考えておりました、本件についての検討に当たっても回収するに際して、どういう回収を行うのかということについては、小委員会の場でも案を4つほど用意して御議論させていただいたこういう流れと理解しておりますので、もちろん、御指摘のような面があるとはいえ、総合的に考えるとやはり提示されたようなスキームの選択の中では、このスキームが一番合理的ではないか、やむを得ないということで、こういったスキームを使った回収ということを原案としてまとめている次第でございます。

なお、繰り返しになりますけれども、これは確かに託送料金そのものとは全く違うものですから、スキームとして託送料金は使うだけけれども、まだネーミングは詰まっておりますけれども、負担金なり何なり、まさにこれは消費者の参考人の方からも御指摘があ

ったとおり、その部分はほかの託送料金とは違うというのを明確化した上で回収するというスキームをとることにしておりますので、そういった全体の設計を念頭に置いた上でご理解賜ればありがたいと思っております。

あと、多々あるんですけれども、多分委員の方と御議論していただく流れの中で個々にまた事務局から必要なものは指摘したほうがいいと思いますので、今はこれにとどめます。

【植草小委員長】 わかりました。それでは審議に入りますが、審議の進め方といたしまして、あまりあちこちへ議論が行ってもまとめにくいこともありますので、今日、事務局から出ました論点のそれぞれについて文章化された内容について御議論いただくことにしたいと思います。したがって、資料2をごらんいただきまして、まず前提について議論して、順次やってまいります。皆様方の御意見、特に参考人の意見等を伺いますと、バックエンド費用の範囲については大分意見に違いがあるということで、これは最後に議論するというようにさせていただいて順次進めてまいりたいと思います。

それでは、資料2のページ1、前提につきまして、事務局が出しましたこの文章でいかがでしょうか。この点につきましては、小熊参考人から、本委員会の前提である原子力長期計画そのものの見直しが予定されている以上、その内容の見直しについての明確な見通しが立つまでは、拙速に制度・措置としての結論づけは望ましくないという意見が出ていますが、この事務局が提案したのは、当然、原子力長計、エネルギー基本計画に変更があった場合にはこちらを変更するというので、前提なのでありますから、これについては十分考慮してまいりますということですので、内容として含まれていると考えていいと思います。委員の方でこれについて御意見ありますでしょうか。

ありませんか。それでは、前提のところはこれを承認するというようにいたします。

ページ2、 .バックエンド費用に対する措置の必要性と基本的な考え方。下から2つ目のパラグラフの下の方で、今回の経済的措置としては引当金という形で電気事業者が受益者負担の原則のもと、あらかじめ少しずつ積み立てる仕組みを整備することが必要である。これが基本でございますが、この点については御意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これも御承認いただいたということにさせていただきます。

先ほど申し上げましたページ3の の措置の対象とすべきバックエンド費用の範囲は後で御議論いただきます。

ページ4、 .既発電分についての取扱いでございます。これにつきましては、まず、第一に……、私からあまり言わないで、御意見がありましたら委員の方からいただきましょ

う。いかがですか。

【佐々木委員】 中身はもう何も言うことはありません。4ページのところで「スキーム」という言葉がまだ出てくるんです。私は前にちょっと申し上げたけれども、「スキーム」という言葉は使わないほうがいいと考えますので、2つ出てくると思いますが、第1パラグラフの終わりのほうのスキームは仕組みでいいんじゃないかなと思いますし、中段のあたりは、「なお、本スキーム」ですか、これはその後の文章を見ていると「仕組み」というのが出てきますから、この場合は、「この考え方は」とか、本制度はとかに直して、極力片仮名のスキームは使わないほうがいいと思います。

以上です。

【植草小委員長】 ほかに御意見ないでしょうか。事務局のまとめた案でよろしいですか。ただ、この項目につきましては、5ページ目にインパクトのところで、利息をつける、利息なしとするかというので上と下の数値が出ておりますけれども、この点については、事務局の整理で利息を付けるという考え方で来ておりますが、これを確認してよろしいですか。それで、よろしいですね。

それでは、この項目につきましても、これまでの議論をまとめたものとして承認するというのでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

次は7ページ目、積立金の管理・運営であります。特に特定都市鉄道整備促進特別措置法という具体例が出ておりますが、これを参考にしつつ公的関与のある、したがって公共性の高い管理組織をつくるということでございます。これについては御意見ございませんでしょうか。

【田中委員】 特定都市鉄道整備促進云々というのは、私は内容がわからないんですけども、よく理解しているわけではないんですが、ここで言っている公的関与というのは、もうちょっと具体的なイメージがわかると意味がわかるかなと思うんですが、もしよかつたら事務局のほうで御説明いただけないでしょうか。

【植草小委員長】 事務局お願いいたします。

【紀村電力市場整備課長】 先ほど簡単に御説明させていただきましたけれども、参考資料の4のところに戻っていただいて、法律記載事項では何があるのかというのを簡単に御説明させていただきました。繰り返しになって恐縮でございますけれども、この特定都市鉄道整備積立金を含んだ促進特別措置法の中には、第1に提出は任意でございますけれ

ども、事業計画の認定というのがまずございます。それから積立金自体の積立、それから積立先、管理、取り戻し等に関する規定がある。指定法人の指定業務・監督等入っております。法律の内容については、今後詳細を詰めていく必要があるわけでございますが、今言った全体の流れの中で、当然公的関与というのが出てくるものですから、そういうのを念頭にここの部分がまとめてあるということでございます。

【植草小委員長】 よろしいですか。

佐々木委員どうぞ。

【佐々木委員】 この のところに重要なことが3つ書いていて、1つは外部への積立ということ。それから使う場合の柔軟性、これは非常に重要なこと。それから、今問題になった当該積立金の管理・運営の実施主体の問題。この中で一番最後の実施主体の問題については、あまりこの小委員でエクステンシブに議論をしたわけではございません。私は個人的には、これがいいのではないかというようなことを申し上げたことはあると思いません。個人的にはこれでいいのではないかと思います。

【植草小委員長】 ありがとうございます。

それでは、7ページ、積立金の管理・運営方式につきましてこの文書でよろしいということであれば承認よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

8ページ目、 .既存の引当金との関係であります。これについては、まず激変措置の緩和のために15年の経過措置を置くということであります。それから、積み立ててきた、内部で留保してきたといったほうが正確なんですけど、ものについて利息が付いているはずだ。その利息運用分を積み立てたものとして出す必要があるということについては、既に議論をしましたが、本日も参考人から意見が出ております。これについては、これまで我々が議論してきた内容でよろしいでしょうか。先ほど事務局からも説明がございましたので、この方式とする。したがって、過去に積み立てたものについて利息をつけて外部積立をしていく方式がとらないというのでよろしいですか。

これも承認いただいたということで、8ページ目終わりました、9ページ目に入ります。その他のところであります。その他につきましては、電気事業者の代表の方、井上参考人、小熊参考人からも意見が出ております。第三者的な立場の委員会、今までの表現ではフォローアップ委員会と書いていました。これをつくるということについては、参考人のお三方とも異論はなかったというふうに思います。

そのほか、井上参考人から出されました点につきましては、幾つありましたが、どこのところに入るのか少し難しいと思いました。託送の仕組みを使うということの過程で、特定電気事業者としては、競争上不利になるということで、託送料金の値下げをお願いしたいということが、その他のところに絡めてご発言ありました。これは、今まで出ていなかったところでございまして、報告書に入れるか入れないかは別にいたしまして、新たな意見が出たと私は認識いたしましたが、これはここで議論すべきことではございませんので、要望としてこういう内容のものが出たということは、事務局及び一般電気事業の代表の方も認識していただきたいと思えます。

あとほかはどうでしょうか。幾つか意見がありましたけれども、委員の方々、その他のところで御意見ありますでしょうか。

佐々木委員どうぞ。

【佐々木委員】 二、三ございます。1つは、不確実性への対応等々、括弧つきのペンディングになっているところで、「積立額の決定」とありますが、中身を読んでいると、「積み立てる額等」と書いてあります。この「等」はいろいろ微妙な意味があるのかなという感じがするんですが、そういうふうに考えれば、この柱立ても「積立額等」とした方がよいのではないのかなということが1つ。

2番目は確認なんですけど、次の料金への反映のところ、1つは、一番下のほうに電気事業法に基づき、「その影響を考慮の上必要に応じ云々」と書いてある。特に引き下げの場合はあまり問題はないと思うんですが、適切に料金に反映させるというのは、その上の行、積立単価が「上記要因以外で上がる場合」と書いてありますが、こう書いてあることは「電気事業法に基づき」、それから、「その影響を考慮の上」という言葉の中に、これは引き上げることしか書いていない。もちろん、引き下げの場合は問題がないんですが、引き上げる場合に、料金に反映させるようにすることと書いていますが、しかし、言うまでもなく、電力会社は経営努力によってこういう上記の要因以外で上がる場合においても吸収するというのを、この言葉の中でインプライされているととっていいのかどうか。これが1つ。

それから、もう1つ、その二、三行上のあたりで、その変動が日本原燃の過失による事故のための云々というあたりのところの値上げの場合は、規制料金には直接の悪影響が及ばないようにすることとありますが、この裏にはというか、例えば5ページの上のほうでしたか、バックエンド事業を含め将来の不確実性に対応し、安定した料金を実現するため

の重要な役割を担ってきているとありますが、ここのバックエンド事業を含めというこの言葉と、この辺のことは関連性があるんだなというふうに読んでよろしいのかどうか。今の2つは確認です。

それから、10ページのところで、例の特定放射性廃棄物拠出金の取扱い、NUMOの問題があって、そのところでは国会の附帯決議等々があったけれども、今回の場合は、現時点では特定規模電気事業者の市場、いわゆるシェアの占有率から見れば云々と書いていますが、別に強く反対するわけではありませんが、要するに規制改革が起こって自主的に競争が実効的に行われているかどうかということを見るときに、ここでは市場占有率等々と書いていない、シェアの問題だけでそれをつかむということについては、いろいろ効果を図る、判断をするときにちょっと限定されすぎてしまうのではないかなと私は思うんです。これは、他の委員の方は何と言うかよくわかりませんが、ここから見ると、シェアのところから見るとこうだと書いています。ところが、前のページのところの日本原燃との契約等々のことと関連すると思うんですが、電気事業者サイドはそう見ていない、つまり、再処理費の野放図な上昇を容認すれば電力会社の競争力に影響があるから、コストダウンのインセンティブが十分に働いていると。ですから、これは今申した市場占有率から見れば云々なんだけれども、それ以外のいろいろな他の物差しがあって、そういうことがあって電力会社としては、いろいろコストダウンを図っている。インセンティブは競争が表裏、あるいはより拡大するだろうということからインセンティブは十分働いて、いろいろ経営努力をしているよということだと思えます。この前のページのところは。ですから、この10ページのところももう少しシェアの問題だけではなくて、どう書くかはお任せしますが、この辺の書き方でちょっと引っかかるかなと思います。

以上です。

【植草小委員長】 わかりました。大日方委員どうぞ。

【大日方委員】 9ページの積立額の決定のところですが、今回の措置について3つの観点から議論なされているので、1つは、紙の上でのと言っては語弊がありますが、会計処理の話。それから、連動して料金としてどう回収するかという話。3番目が、キャッシュとして事業運営に必要な資金をどうやって安定・確実に確保するかという話ですが、会計処理の話と料金については、これまでの経緯と今後についての連続性をきちっと整合的に考慮されているんですが、3番目のキャッシュをどのように確保していくかという点については、どうもこの話は突然これから始まるということで過去がないというふうに聞



こえるんですが、再処理の事業主体は日本原燃ということであれば、これからつくるのではなくてもう実際に動いているということですから、ここには一定のキャッシュが流れているわけです。したがって、事実上先行拠出と見なされる部分が日本原燃に投入されているとしたら、そこを考慮しないと、ただ引当金経過措置で徐々に取り崩すというところで拠出が遅れるという面が強調されがちではありますが、遅れることは事実なんです、一方で、過去からずっと走ってきておりますので、その辺の制度の継続性といえますか、経営の継続性を考慮して、必要な積立額を計算するということが必要なのではないかと思います。

【植草小委員長】      ありがとうございました。

    二方とも事務局から御説明いただく面が大きいですね。

【紀村電力市場整備課長】      それではお答えします。

    佐々木委員、それから大日方委員から御指摘あったわけでございますが、まず、佐々木委員からの御指摘の件でございますけれども、9ページのところについて、電気事業法に基づき、その影響を考慮の上必要に応じてそれらを適切に料金に反映させるようにすることということについては、要するに、原価上上がっても吸収するということがインプライされるのかどうかというお話だったと思いますけれども、今回ここに書いてある料金への反映の部分の基本的考え方は、基本的に電気事業法の枠内で対応していく。枠を超えて何らかの措置をするといったことを想定しているわけではございません。先ほども消費者代表の方から懸念が表明されましたけれども、いわゆる前段にも書いてございます野放図なコストアップといったものについては、規制料金に安易に転嫁されないように明確化しておくことが必要じゃないかというのが基本にございまして、この後段の部分の御指摘のあった電気事業法に基づき、その影響を考慮の上必要に応じそれらを適切に料金に反映させるというものの中には、そのときの状況によって吸収するというやり方もあり得るというのを念頭に置いたものと思っております。ただし、これは全体について、要するにだれの責任でそうなっているのかという部分、要因分析の部分があると思えますし、それからどれぐらいのインパクト度合いというのも絡んでくる話だと思っておりますので、したがって、その原案におきましては、の確かに御指摘のとおり積立額等にしたほうがいいと思っておりますけれども、そういったカテゴリーのものに加えて、の料金への反映の部分についても、現行電気事業法というのを念頭に置いた上での対応を図るという前提のもとに、こちらについても第三者的な立場の委員会の意見を聞いた上で最終的に判断してい

くと考えているわけでごさいます、その意味では、選択肢の一部には、おっしゃるとおり吸収するというのもインプライするというごさいます。

前の5ページ目のところでごさいますけれども、バックエンド事業も含めて、将来の不確定性に対応し、安定した料金を実現するための重要な役割を担ったものといえと。これは、原変と別途のところでごさいますけれども、原変、別途の性格、それから任意積立金になって株主総会の決議を経て初めて取り崩せるものだというのを前提に置いた上でごさいますけれども、ここに書いたとおりいろいろな事態が起こったときに、安定した料金を実現するためのツールとしては、こういったものもあり得るんじゃないかということにしております。いずれにせよ、先ほどの上げ下げとの関係で言うと、第三者委員会というしっかりしたものをつくっていただいた上で、そこで個別事例に照らしている御議論していただき、それを踏まえて政府として、国としてもどういうふうにするのかとももちろんいきますし、当然、下げの部分で典型的にあらわれるわけですが、電気事業者の実質的な判断でどうなさるかということもあるわけですから、そういうものが総合的に加わって最終的にどうなるかというのが決まっていくとなっております。

それから、大日方委員から御指摘のあった、会計処理、料金の観点から整理されているんじゃないか。だけど、キャッシュの部分が、例えば、日本原燃との関係で既に電力会社がいわば先行投資的なものを行っているという部分があるんじゃないかという御指摘ではごさいましたけれども、確かに先行投資的なものがあるというふうには聞いておりますけれども、ただ、少なくとも現時点まででそういった先行投資が行われてきている、そのときの前提というのは、必ずしも今回の措置を前提においた上で、そういうものがなされないという前提のもとになされたわけでもごさいませんし、端的に言うと、事業の流れとの関係で必然的にそういうことが必要ということで、電気事業者が自主的な判断のもとになされたものと考えております。それから、これは全体の見通しについてコスト等小委員会の18.8兆円という数字をもとにすべての議論が土台となっていて行われているわけでごさいますけれども、そういった確かにキャッシュ上の話とはいえ、今おっしゃられた先行投資分の話については、必ずしもその対象に含んだような格好で議論していくという前提で今回の経済的措置の検討が始まったわけではないと理解しておりますので、実態としてそういう部分はあるというふうには認識しますけれども、それと今回の制度設計に当たって、例えば利子分を付けて出すのか出さないのか云々という全体の制度パッケージが必ずしも1対1対応じゃないといかんとは思っていません。私どもとしては、そういう整理のもと

に整理したということでございます。

【佐々木委員】 今の紀村さんのお答えに対してちょっと。この現行の電気事業法の枠内を維持しながらやるというお話ですが、もし、そういう意図であれば、この文章の「その影響を考慮の上、必要に応じて」、これは要るんでしょうか。むしろないほうが、現行の電気事業法の枠内で適切に料金に反映しなさい。それで十分、むしろそのほうが私がちょっと懸念した、経営努力による吸収の場合とかも、より素直にインプライされていると読めるんじゃないかな。「その影響を考慮の上」というと、値上げということがストレートに感じるような、そのことを考えて値上げを考慮の上と入れたのかなと思わないこともないというか。

【紀村電力市場整備課長】 佐々木委員の意見は、一番下のところ「電気事業法に基づき」その後、どういうお考えを今おっしゃったんですか、文章として。

【佐々木委員】 その影響を料金に反映させる。

【紀村電力市場整備課長】 その影響を……。

【佐々木委員】 「考慮の上」というのは要るのかな、要らないんじゃないかな。

【紀村電力市場整備課長】 考慮の上必要に応じてそれらを適切にというのが要らない？

【佐々木委員】 いや、それはいいんです。「その影響を考慮の上」というのが要るんでしょうか。

【紀村電力市場整備課長】 「その影響を考慮の上」をとるんですか。「に基づき必要に応じてそれを適切に料金に反映させる」。そのほうがいい？

【佐々木委員】 そう感じるんですけども、ほかの委員の方はどういうお考えかわかりませんが……。こだわりません。

【植草小委員長】 わかりました。大日方委員から大変いい御意見をいただきまして、我々は会計感覚、ないしは会計の実際的な処理法。それから、これまでの料金政策の観点で議論してきたけれども、いよいよキャッシュというものについて出てくるような事態になって、これについて十分議論をしていない。御指摘のとおりだと思いました。公的関与のある新しい実施主体が出てきて、それがどういうふうな政策で原燃にお金を出していくかというのも非常に重要な内容を含むのです。それらについて、ここでほとんどまだ議論をしておりません。これは、公的関与もあるわけですから、どこかできちんと一度は議論しなければいけない問題だと考えていまして、その点については課題として残るというこ

とを、議事録にしても、ないしはこの中にでも入れていただくことをお願いしたいと私も思います。後で修文する場合には私にお任せいただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。一般事業者の方からは、3点の指摘があったうちの1点で、あまり原燃と電気事業者との間の関係について公的な関与を強くするという点については懸念を表明されておりましたが、この文書で委員の方いかがですか。参考人の意見も踏まえていきますと、全体としては、これでよろしいと思いますでしょうか。

市場占有率はいいですか。金本委員いかがですか。

【金本委員】 やはり「等」を入れるというのは。

【佐々木委員】 「等」があったほうがいいんじゃないかなと思うけどね。

【金本委員】 これ1つだけで判断というのは、実際にはされていないんだろうと思います。ただ、「等」の中に何があるかリストしろと言われて出るかどうかというのはちょっと。

【田中委員】 文書としては特にいいかと思うんですけど、感想に近いかもしれませんが、下から4行目5行目あたりの日本原燃の責任とか、下から3行目の上記の要因以外とか、その辺が住み分けができるのかなとか。やや文章がきつくなっているようなことを感想として持ちましたけれども、特に修正案もございませんのでそれで結構だと思います。

【佐々木委員】 今、小委員長のほうから参考人のご発言も踏まえてという御指摘がございましたのでちょっと申し上げたいんですが、電力サイドの参考人からのご発言の中で、利息をつけることについて、従来は電力サイドは反対なさっていたと思うんですけども、やむを得ないということをお認めいただいたのではないかと思うんですが、じゃあ具体的にどれぐらいの利息をつけるのかというときに、本日のご発言の中で日本原燃へのいろいろな費用負担等々を既に先行的にというか、軽減するような努力を電力会社はやっているという御指摘があって、その辺のところを実際にあるパーセントをはじき出すときに配慮してくれという御指摘だったと思うんですが、その点はある程度斟酌もしていいのではないかと思うことが1つ。

それから、もう1つは、料金への反映でしたかそのあたりで、やはり民間の事業者であるから経営の自主性でしたか、それを阻害しないようにしてほしい、そのような制度設計をしてほしいという御指摘があったと思います。これは、先ほどの紀村さんがおっしゃったこととも非常に関連するんですが、もともと公益事業制度というものは一方で規制を入れてくるという場合に、他方において私企業の民間企業の「経営の自立性」とか「自由度」

をできるだけ妨げないような形で規制を入れるように常に配慮され続けてきたわけです。そういういろいろな努力をしているわけです。しかも、近年「自由化」ということがだんだん進行してくるということを考えれば、民間の事業者の経営の自由度をできるだけ阻害しないような仕組みをつくることは非常に重要なことだということの2点、賛成であると申し上げます。

【植草小委員長】 金本委員、どうぞ。

【金本委員】 若干、過去日本原燃に対していろいろな拠出をしている部分とか、そういったことが話題になっていますので、この辺はいろいろなバランスの問題だと思うんですが、1つ考慮に入れなければならないのは、過去の引当分の金利というのは見ないということを出すということになっていましたので、その過去の分の日本原燃に出した部分について金利を考えると、それは整合的でなくなるということもございまして、その辺は全体のパッケージとしてきれいな格好にしていきたいということがあります。

それから、当然、経営の効率性は非常に重要でこれにどういうふうがいい仕組みをつくっていくかということが重要だと思うんですが、ここでは、基本的には公的な関与をせざるを得ないということでありまして、重要な点は透明性の確保なんだろうと思いますが、あれしろ、これしろと公的な関与をしてもあまり意味がないんだろと思いますが、外から見ていてきちんとやっているということがおのずから見えてくるような情報公開の仕組みが一番重要なのかなという気がいたしております。

【植草小委員長】 ありがとうございます。

大変重要な視点を出していただきました。皆様の意見を伺っていると、このその他のところは、文章がこれでいいかどうかというのは少し私も感ずるところがありますが。

今からこの全体について修文を図るということはなかなか難しいので、もしお許しただければ、この事務局の案を主体として、今のような御意見をつけます。大日方委員の積み立てた資金の実施主体、資金介入の在り方等々、それから今のように、原燃は確かに独占的な1社であるけれども、経営の自主性を十分に配慮した上での監視を主とするということを入れます。それから、既に一般電気事業者が原燃にお金を出しているわけですが、その利息分は出さない。それは当然だと思います。それも考慮していただきます。それらを踏まえた上で、その他のところにつきましては御承認いただけますでしょうか。

もう1つありましたね。市場占有率等、「等」が入りましたね。

それでは、以上で第6点まで終わりました、第2点、3ページ目にお戻りいただきたい

と思います。大変重要なところでございまして、かなりの大きな意見の食い違いがございます。一般電気事業者からは、基本的には貯蔵・輸送費用のすべてを引当金としてほしいというのが今日の御意見だったと思います。したがって、案1になります。それから、井上参考人、小熊参考人は、貯蔵・輸送費用をすべて引当金の対象から外すという御意見でございました。

私、これまでこの小委員会の中で、こういう制度設計をするとき、特に料金に絡まる場合の制度設計をするときには、あくまで理論の観点を重視して制度を組み立てないと、後でいろいろな問題が発生するという考え方でずっと進めてまいりました。今回も是非その方向でまいりたいと思うのです。

そのようなときに、これまで議論した中で、輸送については大日方委員の御指摘もありまして、一般電気事業者の原子力発電所から六ヶ所村まで運ぶ輸送費用については、当期費用にする。会計上から言ってもいろいろな廃棄物の輸送という観点からいっても非常にわかりやすいです。理論的にもこの点で押すべきだということで、今日の参考資料3の、先ほど紀村課長から説明がありました、下から4つ目の枠の使用済燃料輸送の一番右の方を見ていただきまして注6となっております。ここに説明があります。これは、当期費用にするということで既に決定しているわけです。そうすると理論的観点を押しますと、六ヶ所村まで入れ込むまでの輸送費用は当期費用ということでは決まっているのです。さて、その後、きょう一般電気事業者から図が出ました。原子力発電所のSF費用、これが先ほどの燃料費用です。それから六ヶ所村の再処理工場。その後に輸送費用、HLW、TRU廃棄物の輸送というのもあります。そのほか、六ヶ所村から廃棄物の貯蔵管理のところへ行く輸送もあります。それから、最終的には、処分場へ持って行く輸送もあります。これらの内容について前には十分に詰まっていなかったもので、これらを詰めて今日皆様にお出しするということにしたわけでありまして。

貯蔵費用については、これまでの理論的な観点から言えば、これは引当金の対象とするということではほぼ議論が煮詰まっていたはずであったと思います。ここまでが私の整理でありまして、4つの案から皆さんは委員としてどれを推薦されますか。できる限り理論的な観点を重視して出していきたいと思っております。

どうぞ、田中委員。

【田中委員】 今、植草小委員長からありました理論的な検討が最も大事かと思っております。そういう意味では、コスト等小委員会検討していた関係で少し御意見を申し上げますと、

コスト等小委員会では、輸送も貯蔵もどちらも再処理にかかって発生するものであるということ。それから、輸送につきましても、いつの時点でどのくらい発生するのかということとを現時点でわかる合理的な方法で積算したということがありますので、コスト等小委員会における技術的な検討という意味では、輸送も貯蔵もそれなりに合理的な方法で積算したところでありまして、また、それにかわるようないい理論があったら教えてほしいんですけれども、コスト等小委員の状況では2つともどちらも合理的に検討し、未手当分というようなものに含めるようなものかなという感じでございます。

先ほどの、小委員長がおっしゃられました使用済燃料の輸送で当期費用ということでしたけれども、発生したものは当期費用かと思えますけれども、過去分でこれから発生するものについては、当期費用かどうかについてまだ決定したかどうかよく認識していないところもあります。

【植草小委員長】 わかりました。

佐々木委員どうぞ。

【佐々木委員】 今までこの小委員会で一番残っていたのはこの「範囲」の問題で、小委員長が一番最後に今日これを議論したいとおっしゃったお心はよくわかります。

しかし、この問題はできたら今日決着したほうがいい。小委員会もおそらくもうそろそろ終わりだろうと思うし。小委員長がおっしゃった「できるだけ理論的に」というのはそのとおりだと思うんです。そのときの「理論」というのは何なんだろうということ、私は、この資料2の2ページの措置の必要性と基本的な考え方のところにあるような、やはりこれを考えるときに、一括してひとまとめにして、輸送は輸送、貯蔵は貯蔵というようにはあまり考えないほうがいいんじゃないかな。いわゆる個別にいろいろな(参考の3の例の表にあるような)いろいろな項目。その項目の中で貯蔵にかかわるいろいろな費用項目と、輸送にかかわるいろいろな費用項目があって、それは、必ずしも全部同じような性質を持っていないかもしれない。それはどういうことかということ、この資料の2の2ページにあるところの極めて長期かどうかとか、あるいは費用が極めて巨額であるとか、事業の不確実性が非常に大きいとか、それから発電と費用発生が非常に大きくずれがあるというようなこと。これらのことを、それぞれの費用項目がどの程度色濃く持っているかを一つ一つ検討することが重要です。そこを個別に吟味しながら決めていくというのがこの問題については「理論的」なのではないかと思うんです。ただ、その場合に非常に難しいと思われるのは、極めて長期とか、費用が極めて巨額という場合に、「長期」という

のは何年ぐらいかかったものを長期と言うのだとか、その辺が初めからはっきりと小委員会で合意があれば、例えば10年とか。10年以下のものは長期と言わないんだとか、そういうものがあれば非常に簡単だったと思うんですが、その辺のところはすごく難しい点があります。この問題のゆえにずっと今までペンディングになってきた一つの理由と思います。

私の個人的な考えを申しますが、案1は先ほど小委員長がおっしゃったように、電力側の先ほどの参考人の御意見の中にもあったように、貯蔵と輸送は一体だというふうなお考え方です。私は、必ずしもこれはとらない。それから、案4の小熊さんがおっしゃったのもとらない。要するに個別に全部考えていくという考え方でいきます。そうすると、案2か案3が残ってくるわけです。案2も3も両方とも貯蔵については対象にすると言っている。そうすると、一番議論になるのは輸送の問題です。案2は輸送というのは全部これは引当の対象としないというふうにやってしまうわけですが、しかし輸送についても一つ一つもう少し個別に考えるというアプローチをとろうとすると、案3に近くなってくると思う。

この「参考の3」の横長のリストの中で、事業の性質で輸送のかかわるものが6つぐらい出てきているわけです。その中で1つは、再処理の使用済の燃料輸送です。これは時間のずれという点からいくと、あまり大きくない比較的大きくないと判断できるということが1つ。それから、もう1つは例の中間貯蔵というのは、我々の対象外にしましたけれども、そういう意味で中間貯蔵というものが再処理に直接関係ない費用であるというふうに考えると、中間貯蔵施設への輸送もとってもいいのではないかと。対象外としてこの2つを。あとの4つは、対象にしてもいいのではないかなと思います。それが私の考え方。

【植草小委員長】 そうすると、参考資料の3で、項目でおっしゃっていただけますか。

【佐々木委員】 中間貯蔵にかかわる輸送費の部分と再処理の費用の燃料輸送にかかわる部分。

【植草小委員長】 皆さん、アスタリスクの2がついているところが、今議論している輸送費用です。そのうちの2つについて。そうなりますと、1つはどれになりますでしょうか。

【金本委員】 これは電力の方の資料で見られると一番わかりやすいのではないかと思います。

【植草小委員長】 わかりました。そうすると佐々木委員の御指摘では、、。処理



工場があって、一方はTRU廃棄物貯蔵管理施設、他方は貯蔵管理施設です。したがって、この施設まで。その後の最終処分のところは違うというご理解ですか。

【佐々木委員】 のSF輸送も。

【植草小委員長】 これは別にしました。これで縦に切って、最終処分のところは、これは何になりますか。大変な議論になってしまいました。

田中委員、この最終処分のところへ送るとするのは、結局、処理工程の最終段階として入れてあるわけですね。

【田中委員】 ええ、だから……。

【植草小委員長】 したがって、これは最終費用の一部であるというので入れてある。

【田中委員】 佐々木委員がおっしゃった中間貯蔵の絵は多分電力がかいた絵の中には入っていないし、もともとの参考の3の横長なので、これは使用済燃料中間貯蔵で、下から3つくらい枠がありますけれども、これは将来発電分等々の議論ですから、この中では入っていないのかもしれませんが。

【植草小委員長】 そうですか。よくわからないところもありますけれども、佐々木委員はそうすると案3ですか。

【佐々木委員】 近いです。

【植草小委員長】 大日方委員いかがでしょうか。

【大日方委員】 会計の考え方という点でお話ししますけれども、一般の会計的な基準からすると、相当な金額の見積もりの合理性と、将来事情の確実性がないと引き当てられない。ただ、そのままにしておく、ほとんどこのバックエンド費用のうち引き当てられなくなってしまう。というか既存のものしかできないわけですが、そうすると弊害が大きい。世代間負担の問題があるのと同時に、この処理を先延ばしにすればするほど、残っているような規制部分の小口のところだけが、ものすごく大きなものを負担しかねないということで今回措置をとということです。したがって、金額の合理性については、コスト等小委員の検証を得てそれはクリアされている。ただし、将来事情の確実性については、多少の要件を緩めないと、それを従来の会計の本則どおりやっていると何も今回できないということになると思うんです。ただし、その緩めた担保は、きちっと事業計画があって、公的関与をするということで担保されているんだろう。そこで、野放図な無駄が出るようなことはないんだと。ただし、この計画の中に、再処理工程の中に委員長がお求めになったような、最初の入り口の持ち込むところは、電力が個別に、各社が判断してできるとこ

ろでして、そこはちょっと裁量の余地があるから外すだろう。ただし、それ以降については、計画があるところでもあり、各社の自由な意思というよりは、原燃の管理下というか、事業主体の管理下に入るので、そこについては特段の不確実性がないというか裁量性がないということで全部認めるというのも1つの考え方だろうと思います。それが案3の考え方だろうと思います。

一方で案2というのも、それなりに理由があるのかもしれませんが、輸送というのは、あるとき1回大きな輸送があって、後は何年間もやらないというよりは、毎年ちょっとずつ生じるということからすると、多少なりともタイムラグが小さいのと、発生時に費用にしても、いずれにせよ引き当ててもあまり結果が変わらないかもしれない。ただ、貯蔵のほうは、一時建設した部分以後かからないということから、それはおしなべて配分しなければならないので質的に違う。どちらを重視するかということですが、私は、案3がいいかなと思っているんですけども、それは、引当の要件を今回の措置で、今回の仕組みで担保して信頼性を確保すると。それ以後、費目の性質は言わない。つまり一体となっている。私の考えでは燃料費を構成しているということで、あとは操業計画がきちっと予定どおりできているかどうかということを見事後的に見る仕組みがあるでしょうから、それによって信頼性が担保されれば、輸送は随意変更できるかもしれないんですが、そこは、私はそんなことをして基本的に得になると思えないので、インセンティブはないですから、そこは信頼してレギュラーな項目として生じても引き当てる対象としたほうがいいのではないかと考えています。

【植草小委員長】     ありがとうございました。金本委員どうぞ。

【金本委員】     基本的には、会計上の考え方を若干延長するという方向だと思うんですが、ちょっと我々は輸送の中身というのはわかっていないというのがあって、これがかなり合理的にこういう金額が将来発生するんだと。それを今引き当てておくことに納得が得られるという御説明がほしいなという感じがございます。

輸送ってトラックでちょろちょろというのがイメージでありますので、これがどの程度そんなにかっちりしているのかという疑問は当然ある。もう1つは、普通の輸送ですと、コストダウンの努力でいろいろな対応があるということですので、もし引き当てで固定額ということになるとインセンティブは作用するかもしれないといった議論も当然あり得るので、こういうのについてもうちょっとしっかりした説明がほしいなという気がいたします。

【植草小委員長】 説明は、皆さん理論家ですから皆さんが出していただいて、今日は結論を出さないといけない。

【金本委員】 中身ですが、47回輸送とか8回輸送とか、こういうのがありますが、これは、どの程度動かせないのか。あるいは、どの程度費用も将来かなり予測できて動かせないのか。こういった説明がほしいという話。

【植草小委員長】 その説明がきちんつくのは、例えば3がいいんですか、それとも時間をかけたほうがいいんですか。

【金本委員】 きちんと説明がつけば3でいいんだと思うんです。そこは、将来努力できれば半分にできますよみたいな話だとなかなか難しいなということになります。

【植草小委員長】 さて、田中委員はコスト等小委員会で1案として確信を持ったものを出したつもりだということで、他の3人の委員の方はいろいろ注がついておりますけれども、案3ということできました。

事務局から意見を言いますか。どうぞ。

【紀村電力市場整備課長】 いろいろ御議論いただきありがとうございます。確認のためにちょっと申し上げますけれども、もちろんコスト等小委員会の場においては、あれだけの前提条件をしっかりと置いた上での試算ということですので、そこにかかっているトータルの総額の部分については、輸送の話も含めて確度の非常に高いものと認識しております。ただし、本件について、1つの重要な論点となっているのは、まさに大日方委員が言われた点が非常に大きなところだと思っております。金本委員からも御指摘があった点でございますけれども、電気事業者の参考人からの資料にも出ており、8回輸送とか47回輸送とか書いてあるわけでございますけれども、どのタイミングでどのぐらいの規模のものが出ていて、それが何日ぐらいで完了するのかというのは、非常に重要なファクターだと思っております。

先ほどのインパクト試算のところでも申し上げたように、引当金の格好で担保する部分と、当期の費用で担保する部分があって、もちろん当期の費用として担保する部分についても、その段階での料金の算定の観点からしっかり洗っていけば、原価上必要な額は乗せられるということでございます。全体として、再処理工場に入ってから以降のタイムラグが非常に大きいという話は当然のことだと思いますけれども、まさに先ほどの頻度でも申し上げたとおり、数年前からきっちり計画してつくっていくような貯蔵的なものと、輸送的なものについては短期のいろいろな状況によっても変更されるような事由でもございま

すし、事業の実施形態という格好で見える限りにおいても、基本的には外部の業者への委託というパターン、かつ自治体との交渉も必要等々のことを考えますと、まさに金本先生もおっしゃられたとおり、全体としてどのタイミングでどういうふうなことになっているのかということについて、より詳細に検討していかないとなかなか先ほどの整理は、これは全部引当金とか、これは当期費用というのは難しい面もあるんじゃないかなという感じが事務局としてはいたしております。

【植草小委員長】 実に難しい問題になりまして、どうまとめるか委員長として苦しいところであります。皆さんの御意見を伺っていると、少し時間をかけて、もう少し性格等をきちんとした上で制度化するというのが1つの方法のような気がします。皆さんの御意見を伺っていると。

それから、それらはこれからの過程でしっかりしていけばいいということで、お三方が第3案をとられているということで、第3案でここでは結論を出しておくというのも1つの方法かもしれません。

どうも、今の事務局の話聞いておりますと2案に近いような感じでありまして、輸送費用についてはかなり精査をしてやっていくという考え方のようであります。

私が一番恐れておりますのは2点でありまして、今回ここで結論が出ない、分科会でも出ない、かなりの時間をかけて決めていく。それで決まらなかったらまた過去分になってしまうのです。井上参考人からも過去分という言葉はこれで最後にしてほしいと。実は前回もこういう議論が、同じようなことだったので。最後の最後に来ると詰め切れない。それから、消費者への影響を考えたらこれを外せば何銭になるという議論に必ずなるんです。それで、私は理論で押そうとずっと提案してきたんです。あくまでここでも理論的考え方を中心にして結論を出したいと思っているところでありまして、ここで最終結論に向かいますが、ちょっと事務局と少し話をさせて下さい。

(事務局と打ち合わせのため中断)

【植草小委員長】 審議会の場で最後に事務局と打合せをするというのは、今までなかったかと思いますが、それほど重要なこととご認識いただきたいと思います。

意見としては、委員側の意見は、第3案に近いと判断をいたします。しかし、本日提出されております一般電気事業者からの輸送に関するデータは極めて短期的なものなのか、大日方委員が指摘される、かなり長期的・計画的にきちんとされたもので、ある種の建物や何かのような引当金に非常にわかりやすい形で出せるもの等を考慮しますと、もう一度

精査しなくてはいけない内容を含んでいると思ひまして、輸送費用に関しては、次の分科会、6月18日を予定してございますが、それまでに事務局及び電気事業者との間で十分協議いただいて一定の案を出していただき、それを委員の方に持ち回りで御承認いただくという形にしまして、分科会にはこのうちの1つ案を提案するということにさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。よろしいですか。佐々木委員はうんとおっしゃらない。

【佐々木委員】 小委員長さんの御苦労はわかりますけれども、一応この場で別に多数決とかそういうものじゃないと思うんですが、この4つの案が出て、案3あるいはそれに近いものの辺りでいいのではないかという意見が大半を占めたということですから、そのことを一応結論というふうにはしないで、今はペンディングにしておいて、この後で事務局側と電力側でまた折衝なさって、ある結論を得て、それを各委員に持ち回りして、それを分科会に持っていくというご発言だったと思うんですけれども。

【植草小委員長】 いやいや、多数の委員の方は3案にということとはまとめとしてあります。しかし、詰めていない分野があるので、それらを詰めて分科会に提案するという内容です。少し違います。

【佐々木委員】 わかりました。

ついでにいいですか。蛇足ですが、おそらくは案2と案3のどちらかを選ぶということは、その後で括弧つきのお金の額が出てきたところからも推察されるんですが、おそらくこの後に来る、対財務省とエネルギー庁側とのいろいろな折衝に絡むと思うんです。ですから、理論的に考えれば案3のほうがいいと思うんです。これで押さなきゃいけないと思うんですが、そのことと、折衝の間で、いろいろな問題について引当金として認められないと、相手がありますからいろいろ税制絡みのことを言ってきた場合のこと。この辺のことはここでは触れないでお任せするというようにしたらいいんですか。

【植草小委員長】 これはもう最初からそのつもりでやってきましたから、その先のことを議論はいたしません。その内容はすべてエネルギー庁にお任せする。我々が議論すべきことではない。

他にはいかがでしょうか。どうぞ、大日方委員。

【大日方委員】 仮に引当対象にせずに発生時の費用にすればコスト削減のインセンティブが働くかもしれないというのは、私は危険な発想だと。だったら全部引当対象にしなきゃいいじゃないかということになって、何のためにこの小委員会をやっているのかわか

らない。それは輸送に限ったことではないので、私としては、この小委員会以前にずっとやっている議論、この積算や見積もりやスケジュールを基本的に信頼しているので、特定の費目について何か不信感を持つという姿勢をとりたくないんです。基本的な論理として個別電力が電力業界全体じゃなくて単純に1社がコントロールできるものというのはちょっとおかしいだろうと思いますけれども、それ以外のところ、再処理工程に入ってしまったものは、多くの人の検証を経て、あるいは計画があってやっているものですから、それは費目にかかわらず同じ信頼性を持つものだと見るのが普通なんじゃないでしょうか。その意味で、やはり強く案3を推薦したいと思います。

【植草小委員長】 わかりました。

私からも、これらの問題について少しお話ししたいと思いますのは、小熊参考人が消費者の立場から大変厳しい意見を幾つか出されてこられているわけでありませけれども、全体の消費者の方にも理解いただくために、私の考えを是非述べておきたいと思っております。

それは、ある人がこういうお話をしたのです。原子力発電というものは、確かに民間事業者、電気事業者が行うかもしれないけれども、その廃棄物という幾つかの性格を持つ、巨額で長期でというような内容のものについては、大体の国では国がやる事業である。我が国では、発電事業も処理も民間でやる。そういう国もありますけれども、普通の性格とは違うやり方です。これは、日本の企業への信頼度が非常に高いという性向から来ているのかもしれませんが。それが例えばアメリカのように、発電は電気事業者がやるけれども、その廃棄物等の処理については、国がやるという体制であったならば、国はもっと厳しい形でいろいろなものを要求するでしょう。安全を確保するために、それに対して、もちろん一般消費者は情報の公開を要求し、あまりにも高いということに対しては反対もできるだろうけれども、何か企業がやることについて、あまり企業の自主性と効率性を損なうような制度にしたのでは事業がやっていけないわけでありまして、そこに責任と同時に必要な費用をやはり私どもは払わなければならないわけでありませ。

何かある種の費用について、最初から色をつけたような形で意見を言っていると前進しない、事業はうまくいかない。そういう意味で私どもはこれまで議論してきたわけでありまして、何も企業側に立っているわけでもありません。事務局も大変な苦勞をしてここまでする正当なものを出すために苦勞してきたわけでありませ。それはひいては日本経済全体の発展、消費者の効用の最大化を目指して私たちはやってきているわけでありませから、例

例えば、輸送費用をとってしまえば、料金が幾ら安くなるという議論よりは、あくまで経営の安定性と事業の効率的な運営をいかに確保するかという観点で議論してきたわけであり、その点を十分ご理解いただいて、小熊参考人の意見も大変傾聴に値するものも多かったのですが、他方ではそういう意識というのも非常に大事だと思いましたので述べました。

それでは、第2番目の論点であります、3ページの措置の対象とすべきバックエンド費用については、今のような考え方にいたしますが、これまでは、1から4のところだけを議論しましたけれども、その前後の文章についてはよろしいですか。

それでは、この措置の対象とすべきバックエンド費用の範囲、これまでの検討のうち残ってありました貯蔵・輸送費用については、いろいろな意見がありましたが、委員会としては3案を基本と考えるが、まだ詰めるべき内容を含んでいるので、事務局が一般電気事業者とも十分に議論をした上で、6月18日の分科会に向けて詰めをするということにさせていただきますと思います。

それでは、2についても御承認いただきましたということで、全体について議論が終わりましたが、全体の内容についてこれで御承認いただきましたでしょうか。ありがとうございます。

どうぞ。

【紀村電力市場整備課長】 今までの議論で出てこなかった点があるものですから、先ほどのPPS代表人の方のご質問に答える格好で事務局から一言申し上げますけれども、端的に言うと、託送料金の部分が高いので、今回こういう措置をやるのであれば、その部分について何らかの配慮ができないかというお話があったわけですが、ご承知のとおり、先般の分科会の場においても託送料金がなかなか高く、これじゃ入れないという話があったわけですが、あのパブリックコメントに対しまして事務局からもお答えしていたとおり、基本的に託送料金の部分については透明性の確保、競争中立性の確保という観点から定められた方式にのっとって正確に計算されたものということになります。それがベースにあるわけですが、したがって料金水準云々については議論するのは適切ではないと思っているわけですが、ただ、御指摘にあった会計分離の話については、まさに分科会の場でも御議論していただき、今から平成17年4月の実施に向けて詳細について詰めて、実際省令等で落としていくという流れになっていくものですから、そこは当たり前のことですが、会計分離の

徹底の部分についてはやってまいりたいと思っております。それが1点です。

それから、2点目は、先ほど小委員長のおまとめにもございましたけれども、いわゆる第2過去分の話が生じる可能性ということについて、これはお話があったかと思うんですけれども、私ども事務局サイドとしては、今回自由化全体の措置の中で何を検討するのかということで、こういった内容について整理を終えつつあるという状況でございますので、今後特段の事情変更がない限り、再処理する具体的な予定が立っていない原子力発電のバックエンド費用については、措置を講ずる前にさかのぼって、いわゆる第2の既発電分を回収するのはいかなるものかと。何らかの措置を講ずることは適当ではないのではないかと認識しているということについて、確認の意味で申し述べさせていただきました。

以上です。

【植草小委員長】 ありがとうございます。それでは、今日の結論を、もっとも先ほど言いましたように18日までに詰めなきゃいけないものがありますが、18日の分科会に報告いたすということにいたしますが、この分科会におきましては、当委員会が担当いたしました経済的措置の在り方のほかに、コスト等検討小委員会の検討いたしましたバックエンド事業全般に渡るコスト構造の問題、それから原子力発電全体の収益性、これは事務局が今まで分科会に出してございましたけれども、この収益性の分析評価の結果、さらには電気事業分科会で特に議論してまいりました官民の役割分担というのをあわせて議論をしていただきます。それらの全体の議論が18日に行われます。そのうちの一部が我々の報告になるということでございます。

先ほどから申し上げているように、こちらの委員会の報告については、かなりのところで修文をさせていただく予定でありますが、その内容につきましては私にご一任いただきたいと思います。

ありがとうございます。本日をもって当委員会に課せられましたバックエンド事業に対する経済的措置の在り方についての検討につきましては、1つの区切りがついたと考えています。各委員におかれましては大変熱心にご討議いただきまして、また大変貴重な御意見をいただきまして何とかまとめるところまで来たということであります。ありがとうございました。

本日は、寺坂電力・ガス事業部長にお越しいただいておりますので、ご一言ごあいさつをお願いいたします。

【寺坂電力・ガス事業部長】 電力・ガス事業部長でございます。植草委員長をはじめ



といたしまして、小委員会委員の皆様方、また参考人として御出席いただきました消費者代表、特定電気事業者代表、一般電気事業者の代表の方々、この3月の小委員会設置以来大変精力的に御議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

本件は、非常に理論的な整理、あるいはこれまで動いております事業、あるいは電気事業そのものは日々動いているわけでございます。そういった既に動いている制度との整合性等、多くの論点がある議論でございます。そういった非常に難しい議論をここまで精力的な御議論の結果おまとめいただきました皆様方に改めて感謝申し上げます。

この後、先ほど小委員長からおまとめいただきましたように、本日、御議論がありました点、修文点も含めまして小委員長と事務局で相談いたしまして、各委員の方々にもまたご確認していただいた上で、次回の電気事業分科会に全体として、この小委員会の理論的整理の結果をご報告し、さらに分科会で御議論を賜りたいと考えているところでございます。いろいろな論点があります中、委員の方々、参考人の方々、大変率直な理論的な面、現実的な面も含めましてさまざまな貴重な御意見を賜りましたことを改めて御礼申し上げます。また、小委員長には大変難しい議論をここまでおまとめいただきました。厚く御礼を申し上げます。3月以降の5回にわたる小委員会、本日はまた時間を超過いたしましたけれども、おかげさまでここまで取りまとめることができました。大変ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

【植草小委員長】 それでは、これで本日の会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

了